

もともと社会福祉は第二次世界大戦後の対象者を特定した生活困窮者対策からはじまっています。そして約 50 年間この考え方は基本的には変わらず推移します。しかし経済や社会の環境変化が生じたことなどから、社会の様々な層に福祉的なニーズが顕在化します。そこで 1970 年代末から議論されていた「日本型福祉社会論」（個人の自立自助を基本とし、福祉は家庭や企業に依拠、国は最終的な保障のみ）を踏まえながら、理念は利用者の立場に立った社会福祉制度の再構築が企図されました。

それが 1990 年代末の社会福祉基礎構造改革ですが、それ以降制度の変化は続きます。昨年 8 月の社会保障制度改革国民会議の報告書では「日本の社会保障は『自助を基本としつつ(中略)、自助・共助で対応できない場合に公的扶助等の公助が補完する仕組み』が基本」だとしています。増大する社会保障給付費(年金、医療、介護など)への対応(抑制)という側面も見て取れます。「負担増」(増税)と福祉のあり方がここに内在する根本問題と言えませんが、人々の「安心感」をどう満たすことができるのかという本質的な問題は先送りされているように見えます。

一方、社会福祉法人のあり方については、利用者支援のみでは責務を果たしたとは言えない、地域社会の様々な課題に対してもその公益性を発揮して、積極的に課題解決にあたるべきという問いかけがなされています。生活困窮者問題への対応はかつては国の施策であったわけですが、こうした状況の中で社会福祉法人もその一翼を担うべきとする流れがあります。

社会福祉法人としての本務に抛り、地域の公共的課題に対しても必要な役割が果たせるようにするには我々はどうあればいいのか、しっかり考え行動していきたいと思います。

昨年は「ジョブアシストいんくる」(就労支援)と「きたまちハウス」(ケアホーム)の開設にこぎつけることができました。こうした取り組みを通して法人の活力がより高まるようにしていきたいと思います。

(平成 26 年 2 月)